

## 厚生労働省の所管する独立行政法人の概要

<b>I 調査研究部会（3 法人）</b>	
1	国立健康・栄養研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	労働安全衛生総合研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3	医薬基盤研究所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
<b>II 国立高度専門医療研究部会（6 法人）</b>	
1	国立がん研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2	国立循環器病研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3	国立国際医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
4	国立精神・神経医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5	国立長寿医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
6	国立成育医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
<b>III 国立病院部会（1 法人）</b>	
	国立病院機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
<b>IV 医療・福祉部会（3 法人）</b>	
1	医薬品医療機器総合機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2	福祉医療機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
<b>V 労働部会（5 法人）</b>	
1	労働者健康福祉機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2	勤労者退職金共済機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3	高齢・障害者雇用支援機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
4	雇用・能力開発機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
5	労働政策研究・研修機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
<b>VI 水資源部会（1 法人）</b>	
	水資源機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
<b>VI 年金部会（3 法人）</b>	
1	農業者年金基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
2	年金積立金管理運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
3	年金・健康保険福祉施設整理機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 独立行政法人 国立健康・栄養研究所の概要

### 1. 設立目的

国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

### 2. 設立時期 平成13年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名、監事2名（非常勤））
職員	41名

### 4. 業務概要

#### （1）国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究

国際的な動向を踏まえ、日本人のエネルギー消費量基準値に関する研究を行い、食事摂取基準等の栄養所要量の改定に資する。

【例】日本人の性別、年齢階級別等のエネルギー消費量の測定

#### （2）国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究

国民の健康及び栄養の状態の動向を適切に把握するため、コンピュータ処理システムを開発し、栄養調査の効率化及び高度化に資する。

【例】新食品等に対応可能な栄養調査コンピュータ処理システムの開発

#### （3）食品について栄養生理学上の試験の実施

食品成分の調査研究を実施することにより、その生理的有効性を明らかにし、適正な摂取量に関するデータを収集し、栄養機能食品の規格基準の策定の検討に資する。

【例】食品成分の健康影響の評価方法の確立

#### （4）健康増進法に基づく業務

- ① 国民健康・栄養調査の集計
- ② 特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去された食品の試験

### 5. 当面の課題とその取組

（独）医薬基盤研究所及び（独）労働安全衛生総合研究所との統合

今後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく独立行政法人の制度・組織の見直しの一環として、効率的・効果的な研究実施や業務運営の確保という観点から、これら3法人の統合を含め、組織の在り方を検討することとしている。

# 国立健康・栄養研究所の概要

## 概要

○国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図る。

○主務官庁は、厚生労働省及び内閣府(消費者庁)

## 1. 調査研究

### 主な取り組み

### 効果

①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究

・遺伝子、細胞、動物モデル、ヒトを対象とした実験、介入研究

・糖尿病、メタボリックシンドロームの一次予防  
・「運動基準」の策定、「特定保健指導」の推進と評価

②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究

・地域住民等を対象とした疫学調査、国民健康・栄養調査の関連研究

・「食事摂取基準」、「食生活指針」の策定、「健康日本21」の推進

③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する研究

・「健康食品」の有効性・安全性評価、国内外の情報収集及び発信

・健康食品の安全性確保、国民への正確な情報提供

## 2. 健康増進法に基づく業務

①国民健康・栄養調査の集計業務

・迅速かつ効率的な集計。  
・都道府県等が行う健康・栄養調査に対する技術支援。

・国や地域の望ましい健康施策の展開

②特別用途食品等の表示許可等に係る試験業務(消費者庁所管)

・特別用途食品の表示許可における成分分析。  
・収去した特別用途食品、栄養表示がなされた食品の成分分析。

・食の安心・安全、消費者保護の観点から、これら業務的かつ効率的な推進

## 3. 国際協力、産学連携等対外的な業務

①国際協力

・アジアの国際栄養ネットワーク構築。  
・WHO指定研究協力センター申請。  
・若手外国人研究者招へい事業。

・アジア地域等における栄養研究基盤の強化などの国際貢献

②産学連携

・関連団体・研究機関との共同・受託研究を推進。

健康・栄養分野での研究協力など、公正・中立な立場での社会還元を推進

## 4. 栄養情報担当者(NR)制度について

「健康食品」等に関する正確な情報・知識を有し、消費者に対して適切な情報を提供できる人材の育成を目的に発足。

・「健康食品」等に関する国民の食の安全確保対策に寄与  
・既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、民間の第三者機関に移管



## 独立行政法人 医薬基盤研究所の概要

### 1. 設立目的

医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成17年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	4名（理事長1名、理事1名（非常勤）、監事2（非常勤））
職員	79名

### 4. 業務概要

- （1）医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。
- （2）基礎的研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。
- （3）試験研究を政府等以外の者に委託して行い、その成果を普及すること。
- （4）政府等以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてのあっせんすること。
- （5）海外から研究者を招へいすること。
- （6）医薬品技術及び医療機器等技術に関する情報を収集し、整理し、提供及び調査すること。
- （7）希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと。

### 5. 当面の課題とその取組

（独）国立健康・栄養研究所及び（独）労働安全衛生総合研究所との統合等  
今後、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく独立行政法人の制度・組織の見直しの一環として、効率的・効果的な研究実施や業務運営の確保という観点から、これら3法人の統合を含め、組織の在り方を検討することとしている。

# 独立行政法人医薬基盤研究所の設立の意義や役割

## 背景

### 迅速な医薬品開発の必要性

- 患者の方々からの切実な要望  
(難病患者等に対する治療薬の必要性)
- 医薬品開発の特徴  
一つの医薬品創出するのに、開発期間約20年、  
開発費約1000億円、成功率は0.003%
- 新薬を作れるのは先進国のみ。日本国としての責任と優位。

### 医薬品の安全性の確保

- 副作用被害の防止
- 「規制」と「振興」の分離の必要性
- 安全な医薬品を開発したい企業のニーズ

## 創薬研究の現状

### 大学(学術機関)

大学は基礎研究が中心。学術的関心で行動。  
⇒ 製品化に向けた開発研究は困難

### 製薬企業(民間)

企業は採算性が見込める研究が中心。営利で行動。  
⇒ 他社製品にも活用できる汎用的な技術分野、  
難病分野、生物資源の提供は困難

基礎研究と製品化の中間的な技術の「橋渡し」を担う者がいない(「死の谷」といわれる分野)。

公的な支援の必要性と有効性。創薬に特化した研究機関の必要性。

## 基盤研の意義・役割

- 国民の健康確保の観点から、政策ニーズに立脚した知見の提供が可能に。  
(大学・企業の自主的な取組だけでは対応できない分野のみを実施)
- 上記分野について、大学と企業の様々な主体による研究を、自らも参画して共同研究を立ち上げるなど、連携の「橋渡し」(仲人)も可能に。

安全な医薬品の迅速な供給、国民の健康の確保

※ 基盤研の「橋渡し」機能がなければ、①学術的関心と採算性に適合する分野の創薬研究しかなされない。  
②各主体の研究能力や資源、それぞれの特性が有効に活用されない。  
などにより、技術革新も含め、安全な医薬品の迅速供給が図られなくなる。

医薬基盤研究所の設置(H17)  
(創薬の公的な分野を担う研究機関)

## 独立行政法人 国立がん研究センターの概要

### 1. 設立目的

がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 8名（理事長1名、理事5名（非常勤）、監事2名（非常勤））

職員 1,596名

### 4. 業務概要

（1）がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。

（2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

（3）がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。

（4）（1）～（3）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

（5）（1）～（4）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

研究所

中央病院

東病院

がん予防・検診研究センター

がん対策情報センター

### 6. 病床数（平成23年4月1日現在）

①中央病院 一般病床 600床

②東病院 一般病床 425床

## 独立行政法人 国立循環器病研究センターの概要

### 1. 設立目的

循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤））

職員 1,058名

### 4. 業務概要

- （1）循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- （4）（1）～（3）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

研究所

病院

研究開発基盤センター

### 6. 病床数（平成23年4月1日現在）

一般病床 640床



## 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センターの概要

### 1. 設立目的

精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	7名（理事長1名、理事4名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤））
職員	658名

### 4. 業務概要

- （1）精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。
- （4）精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （6）（1）～（5）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

神経研究所  
精神保健研究所  
病院  
トランスレーショナル・メディカルセンター

### 6. 病床数（平成23年4月1日現在）

一般病床	266床
精神病床	208床
合計	474床

## 独立行政法人 国立国際医療研究センターの概要

### 1. 設立目的

感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役 員 8名（理事長1名、理事5名（うち非常勤2名）、監事2名（非常勤））

職 員 1,571名

### 4. 業務概要

- （1）感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- （4）感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （6）国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- （7）（1）～（6）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

研究所

病院

国府台病院

国際医療協力部

国立看護大学校

6. 病床数（平成23年4月1日現在）

①病院	一般病床	719床
	結核病床	40床
	精神病床	38床
	<u>感染病床</u>	<u>4床</u>
	合 計	801床

②国府台病院	一般病床	430床
	<u>精神病床</u>	<u>192床</u>
	合 計	622床

## 独立行政法人 国立成育医療研究センターの概要

### 1. 設立目的

母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	6名（理事長1名、理事3名（非常勤）、監事2名（非常勤））
職員	876名

### 4. 業務概要

- （1）成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （3）成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- （4）（1）～（3）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

研究所  
病院  
臨床研究センター

### 6. 病床数（平成23年4月1日現在）

一般病床 490床

## 独立行政法人 国立長寿医療研究センターの概要

### 1. 設立目的

加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成22年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	6名（理事長1名、理事3名（うち非常勤1名）、監事2名（非常勤））
職員	403名

### 4. 業務概要

- （1）加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。
- （2）加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- （3）（2）に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- （4）加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。
- （5）（1）～（4）に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- （6）（1）～（5）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 5. 組織概要（平成23年4月1日現在）

研究所  
認知症先進医療開発センター  
病院

### 6. 病床数（平成23年4月1日現在）

一般病床 383床

# (独)国立がん研究センター

## 沿革・組織

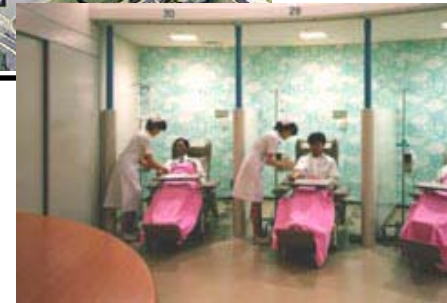
創 設：昭和37年1月1日

所 在 地：東京都中央区築地(中央病院)、  
千葉県柏市(東病院)

主な組織：研究所、中央病院、東病院、  
がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター

役職員数(常勤)：1,597名(平成23年4月1日現在)

病 床 数：600床(中央病院)、425床(東病院)



## 設置目的

我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

### ○ 質の高い医療の提供

- ・ 年間5,000件の手術、1日約120人の通院化学療法を実施(中央)
- ・ 陽子線治療等先進医療の提供と併せ、モデル的緩和ケアを提供(東)

### ○ がんの原因・本態解明、革新的な検診法や診断・治療技術の開発、がん医療の均てん化、がん情報の提供

- ・ 原因・本態解明を通じた予防法や高度先駆的な検診・診療技術の開発
- ・ 多施設共同臨床研究によるがん医療の標準化
- ・ がん医療やがん登録など専門情報等の提供や研修等による人材育成





# (独)国立循環器病研究センター

## 沿革・組織

創 設：昭和52年6月1日  
所 在 地：大阪府吹田市  
主な組織：研究所、病院  
役職員数(常勤)：1,060名(平成23年4月1日現在)  
病 床 数：640床



## 設置目的

我が国の脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。

## 特徴

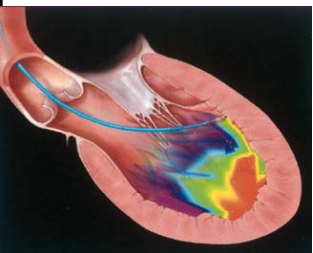
### ○最新・最善の医療の提供

- ・年間約3,200件の重症循環器病救急搬送を受け入れ
- ・国内心移植95例のうち、36例を実施
- ・脳梗塞に対する超急性期血栓溶解療法(tPA静注療法)を年間50例以上実施



### ○先端医療技術の開発と普及

- ・在宅型体内埋め込み型人工心臓・次世代型呼吸補助装置の開発
- ・世界に先駆けて発見した生理活性ペプチド、タンパク質を診断・治療の開発へ応用
- ・1,500名以上の若手医師を育成、84カ国から900名以上の外国人研修生を受け入れ



# (独)国立精神・神経医療研究センター

## 沿革・組織

創 設：昭和61年10月1日  
所 在 地：東京都小平市  
主な組織：神経研究所、精神保健研究所、病院  
役職員数(常勤)：661名(平成23年4月1日現在)  
病 床 数：474床



(平成23年度完成予定)



## 設置目的

我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神・神経疾患等についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



## 特徴

### ○脳とこころと身体の健全な統合を目指す医療の実践

- ・ 1日平均400名以上の精神・神経外来患者を受け入れ
- ・ 1万以上の筋検体を保存する、筋ジストロフィー確定診断の中核施設
- ・ パーキンソン病、筋ジス、難治性てんかん等神経難病、うつ病等難治性精神疾患に対する内科的、外科的治療の実施

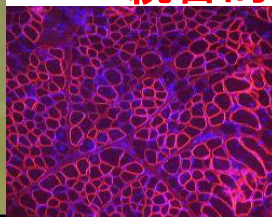


(触法病棟)

### ○世界唯一の「精神・神経医療研究センター」として統合的な精神・神経科学研究を実施

- ・ 多発性硬化症に対する画期的治療薬の開発
- ・ 筋ジストロフィーに対する遺伝子治療の推進
- ・ 自殺対策の研修及び情報提供、自殺の危険因子の解明

(筋ジスモデル動物)





# (独)国立国際医療研究センター

## 沿革・組織

創 設：平成5年10月1日

所 在 地：東京都新宿区(センター病院)

千葉県市川市(国府台病院)

主な組織：研究所、病院、国府台病院、国際医療協力部、  
国立看護大学校

役職員数(常勤)：1,575名(平成23年4月1日現在)

病 床 数：801床(病院)、622床(国府台病院)



(平成23年度完成予定)

## 設置目的

我が国の医療分野における国際貢献の中核的機関として、感染症その他の疾患についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



(特定感染症病床)

## 特徴

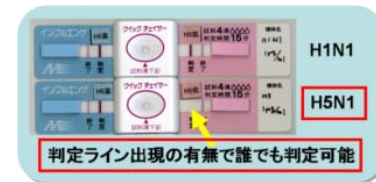
### ○高度総合専門医療の提供

- ・1日約1,600名の外来患者の受け入れ、年間約11,000件の手術の実施(戸山)
- ・月平均約1,000名のエイズ外来患者の受け入れ(戸山)
- ・児童精神科のほか、肝炎・免疫研究センターを整備し、専門医療を提供(国府台)



### ○国際医療協力の実践、研究の実施

- ・途上国へ年間約200名の専門家派遣、約300名の研修生受け入れ
- ・海外拠点との共同研究により、鳥インフルエンザ迅速診断キットを開発
- ・ウイルス肝炎治療の有効性を治療前遺伝子診断で判定
- ・2型糖尿病関連遺伝子の同定

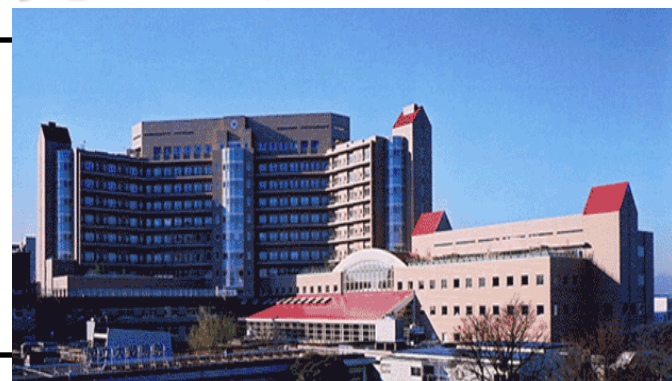


判定ライン出現の有無で誰でも判定可能

# (独)国立成育医療研究センター

## 沿革・組織

創 設：平成14年3月1日  
所 在 地：東京都世田谷区  
主な組織：研究所、病院、臨床研究センター  
役職員数(常勤)：877名(平成23年4月1日現在)  
病 床 数：490床



## 設置目的

我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療についての調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



## 特徴

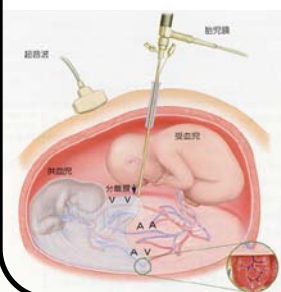
### ○成育医療における高度先駆的医療やモデル医療の提供

- ・年間1,600件以上の分娩、年間約6,800件の小児手術を実践
- ・小児ICU等を活用した24時間365日体制の重症小児救急搬送の受け入れ
- ・虐待等を含めた小児のこころのケア



### ○成育医療を発展させるTR等の研究の推進

- ・超音波や胎児内視鏡を用いた胎児医療の実施
- ・免疫異常等小児難病に対する遺伝子治療の開発
- ・iPS細胞、ES細胞を用いた再生医療の推進
- ・妊娠と薬の情報提供や子どもの事故防止プログラムの提供





# (独)国立長寿医療研究センター

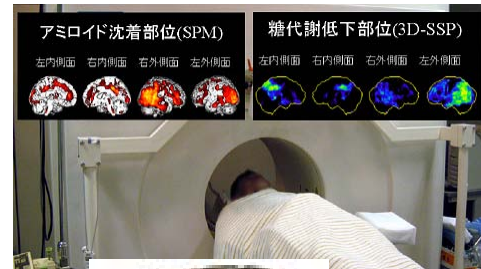
## 沿革・組織

創 設：平成16年3月1日  
所在地：愛知県大府市  
主な組織：研究所、認知症先進医療開発センター、病院  
役職員数(常勤)：406名(平成23年4月1日現在)  
病床数：383床



## 設置目的

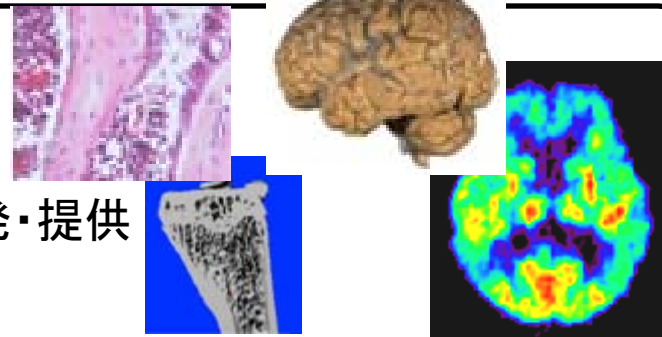
我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾患であって、高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに関する調査、研究、医療技術の開発、医療の提供及び医療従事者の研修等を行う。



## 特徴

### ○ 高齢者疾患の包括的・全人的医療の提供

- ・高齢者の生活の質を向上に向けた医療の提供
- ・地域の保健・医療・福祉と連携した在宅医療モデルの開発・提供
- ・認知症の早期診断法の開発等の先駆的医療の提供



### ○ 老化の制御と老年病克服のための新しい医療の発展の普及に尽力

- ・認知症、骨粗鬆症の病態解明と新規治療法の開発
- ・再生医療による革新的歯科治療技術の開発
- ・全国の医師に研修を実施、年間約300名の「認知症サポート医」を養成



## 独立行政法人 国立病院機構の概要

### 1. 設立目的

医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成16年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年1月1日現在）

役員 17名（理事長1名、副理事長1名、理事13名（うち非常勤9名）、監事2名（うち非常勤1名））

職員 52,303名

※ 特定独立行政法人（役職員の身分は国家公務員）

### 4. 業務概要

#### （1）医療を提供すること（診療事業）

- ・患者の目線に立った医療の提供
- ・安心・安全な医療の提供
- ・質の高い医療の提供
- ・個別病院に期待される機能の発揮等

#### （2）医療に関する調査及び研究を行うこと（臨床研究事業）

- ・ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進
- ・治験の推進
- ・高度・先進医療技術の臨床導入の推進
- ・研究倫理の確立

#### （3）医療に関する技術者の研修を行うこと（教育研修事業）

- ・質の高い医療従事者の育成・確保
- ・地域医療に貢献する研修事業の実施

#### （4）（1）～（3）に附帯する業務を行うこと

5. 組織の規模（平成23年4月1日現在）

病院数：144病院

病床数：56,031床

一般病床	48,196床
療養病床	156床
結核病床	2,964床
精神病床	4,682床
感染症病床	33床

6. 当面の課題とその取組

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「病院単位での国立病院・労災病院との診療連携の構築や国立病院・労災病院を含む地域の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。」とされたところ。

また、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成22年12月27日）において、「国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院ネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会（仮称）」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る」とされたところである。

このため、厚生労働省では、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」を平成23年4月20日より開催し、今年末を目途に、国立病院及び労災病院の今後の方向性の整理を行う予定である。

# 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の概要

## 1. 設立目的

医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）ことを通じて、国民保健の向上に貢献すること。

## 2. 設立時期 平成16年4月1日

## 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事（技監）1名、理事2名、監事2名  
（うち非常勤1名）

職員 642名

（参考）第二期中期計画上の常勤職員は、

第二期中期目標期間期初 695人

平成25年度末 751人（上限）

## 4. 業務概要

### （1）健康被害救済業務

- ① 医薬品副作用被害救済業務
- ② 生物由来製品感染等被害救済業務

### （2）審査等業務

医薬品・医療機器に関する審査関連業務を一体的に実施

### （3）安全対策業務

- ① 医薬品副作用等報告の収集・整理
- ② 安全性情報提供業務

## 5. 当面の課題とその取組

医薬品・医療機器について、我が国において世界初上市から遅れて上市される、いわゆるドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消に向け、審査期間の短縮や相談体制の強化を図っている。

また、医薬品・医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等を行う安全対策業務についても、体制やデータベースの充実を図っている。

# 独立行政法人 福祉医療機構の概要

## 1. 設立目的

社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれら施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。

## 2. 設 立 平成15年10月1日

## 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役 員・・・ 6名（理事長、理事3名、監事2名）

職 員・・・ 249名

※平成22年度から理事1名減

## 4. 事業概要

### （1）福祉貸付事業

社会福祉事業施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業

### （2）医療貸付事業

病院、介護老人保健施設を設置する場合等に必要な資金を融資する事業

### （3）福祉医療経営指導事業

社会福祉事業施設の設置者、病院等の開設者等に対し、経営診断・指導を行う事業

### （4）福祉保健医療情報サービス事業

福祉、保健、医療、介護保険に関する各種情報の提供等（WAM NET等）を行う事業

### （5）社会福祉振興助成事業

高齢者・障害者の生活や子どもたちの成長を支援すること等を目的として民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、資金助成を行う事業

### （6）退職手当共済事業

社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職手当金を支給する事業

### （7）心身障害者扶養保険事業

地方公共団体で実施している心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険する事業

### （8）年金担保貸付事業

厚生年金等の年金受給者に対し、年金受給権を担保にした医療・介護等の小口資金を融資する事業

### （9）労災年金担保貸付事業

労災年金受給者に対し、年金受給権を担保にした医療・介護等の小口資金を融資する事業

### （10）承継年金住宅融資等債権管理回収業務

年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務

### （11）承継教育資金貸付けあっせん業務（平成20年度から休止）

年金被保険者に対して、日本政策金融公庫等が行う子弟の教育費のための

## 融資をあっせんする業務

### 5. 当面の課題とその取組

- (1) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、講ずべき措置とされた事項を着実に推進し、利用者サービスの向上に努めてまいります。
- (2) 福祉医療貸付事業における介護基盤の緊急整備、保育所等の整備及び耐震化整備事業等による増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応します。
- (3) 東日本大震災により被災されたお客さまの返済相談、設置整備資金・運転資金等の融資相談など、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を目指す支援機関としての役割を果たしてまいります。





# ■福祉医療機構の概要



## 福祉医療機構の概要

### 1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

### 2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課

医政局総務課

社会・援護局障害保健福祉部企画課

年金局総務課

労働基準局労災補償部労災保険業務課

### 3 資本金

2兆582億円（全額政府出資金）

[平成23年4月1日現在]

### 4 役職員数

255人

理事長、理事3人、

監事2人（うち非常勤1人）

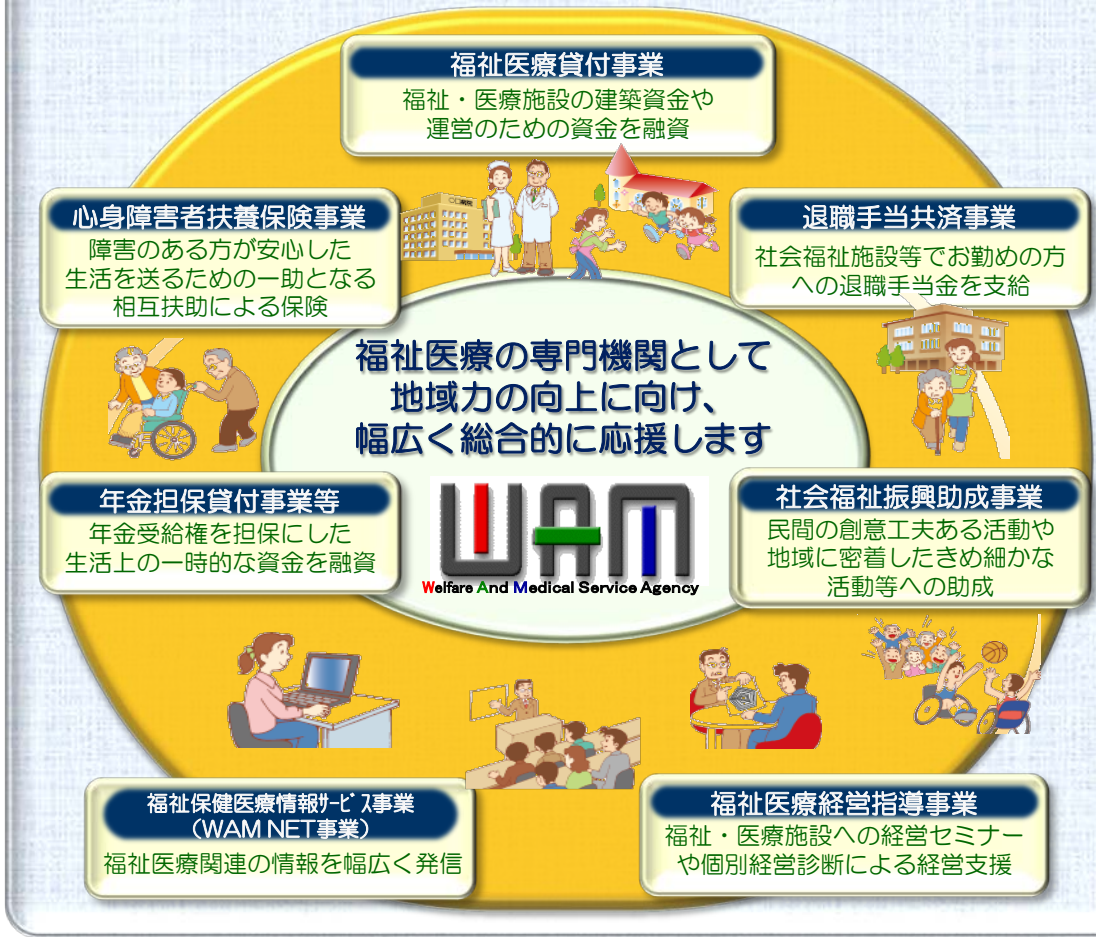
職員249人

[平成23年4月1日現在]

※平成22年度から理事1人減

## 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



## 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要

### 1. 設立目的

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「国立のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2. 設立時期 平成15年10月1日

### 3. 役員数（平成23年4月1日現在）

役員 5名（理事長1名、理事2名、監事2名（2名））

※（ ）は、非常勤の役員数

職員 240名

### 4. 業務概要

#### （1）総合施設の設置・運営

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営を行う。

#### （2）調査・研究及び情報提供

知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査・研究及び情報の提供を行う。

#### （3）養成及び研修

障害者支援施設において、知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行う。

#### （4）援助及び助言

知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行う。

#### （5）附帯業務

上記の（1）～（4）の業務に附帯する業務（診療所による医療の提供等）を行う。

### 5. 当面の課題とその取組

#### （1）地域移行の推進

第2期中期目標に定める「施設利用者の地域への移行を積極的に推進し、施設利用者数について、独立行政法人移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減」を達成するため、施設利用者本人及び保護者・家族の理解と同意の確保、受入自治体・事業所等との調整等の地域移行の実現に向けた取組に対して、丁寧かつきめ細かな対応を継続して実施。

#### （2）モデル的支援の取組

重度知的障害者の地域移行に加え、社会的な課題となっている「行動障害等を有するなど、著しく支援が困難な者」に対するモデル的支援の一環として、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業を実施するほか、行動援護サービスの充実とその普及を図るための取組を実施。

#### （3）調査・研究及び養成・研修等の充実

重度の知的障害者の自立に関する調査・研究等について、内容の一層の充実を図るため、国の政策課題や、障害者支援施設の職員等の関心が高いテーマを取り上げ、調査・研究、セミナー等を実施。

## 独立行政法人 労働者健康福祉機構の概要

### 1. 設立目的

療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成16年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事4名、監事2名（うち、1名は非常勤））  
職員 14,765名（本部112名、施設14,653名）

### 4. 業務概要

#### （1）療養施設の設置及び運営

労災病院（労災看護専門学校を含む）、労災疾病研究センター、勤労者予防医療センター、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて労災疾病に関する予防から治療、リハビリテーション等を実施。

#### （2）労働者の健康に関する業務を行う者に対する援助等を行う施設の設置及び運営

産業保健推進センターにおいて、労働者の健康管理等についての知識及び技能に関する産業医、衛生管理者等への研修、情報の提供及び相談その他の援助を実施。

#### （3）未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を、事業主に替わって労働者に支払う事業を実施。

#### （4）リハビリテーション施設の設置及び運営

労災リハビリテーション作業所において、症状が固定した重度のせき損患者及び下肢障害者の自立更生のための事業を実施。

#### （5）納骨堂の設置及び運営

産業災害による殉職者の御霊を合祀するため霊堂を設置し、産業殉職者合祀慰霊式を実施。

～経過業務～

- (1) 療養施設の一部及び休養施設の移譲又は廃止業務  
閣議決定等により決定された施設の移譲又は廃止の業務を実施。
- (2) 労働安全衛生融資に係る債権の管理及び回収業務  
廃止した労働安全衛生融資の債権管理及び回収等業務を実施。
- (3) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業  
平成22年度末に廃止をしたが、助成期間（3年間）を経過するまで引き続き実施。

5. 組織の規模

労災病院	30病院
労災疾病研究センター	13施設
勤労者予防医療センター	9施設
医療リハビリテーションセンター	1施設
総合せき損センター	1施設
産業保健推進センター	41施設
労災リハビリテーション作業所	6施設
納骨堂	1施設

6. 当面の課題とその取組

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「病院単位での国立病院・労災病院との診療連携の構築や国立病院・労災病院を含む地域の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。」とされた。

また「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成22年12月27日）において、「国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院ネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る」とされた。

これを踏まえ、厚生労働省では、第1回検討会を平成23年4月20日に開催し、現在、検討を行っているところである。

## 独立行政法人 勤労者退職金共済機構の概要

### 1. 設立目的

機構は、中小企業退職金共済法の規定による中小企業退職金共済制度（一般の中小企業退職金共済制度及び特定業種退職金共済制度）の運営を行うことを目的とする法人として設置されるものである。

上記の目的を達成するため、次の業務を行うこととされている。

- イ 法の規定による中小企業退職金共済事業を行うこと。
- ロ イの業務に附帯する業務を行うこと。

### 2. 設立時期 平成15年10月1日

### 3. 役員員数（平成23年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事長代理1名、理事3名、監事2名（1名））

※（ ）は、非常勤の役員数

職員 255名

### 4. 業務概要

#### （1）一般の中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が給付される仕組みであり、機構の中でも中小企業退職金共済事業本部が運営に当たっている。

#### （2）特定業種退職金共済制度

特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、「建設業」、「清酒製造業」、「林業」の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業310円、清酒製造業300円、林業460円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される仕組みであり、それぞれ建設業、清酒製造業、林業の各退職金共済事業本部が運営に当たっている。

### 5. 当面の課題とその取組

- ・ 確実な退職金支給のための取組
- ・ 加入促進対策の効果的实施
- ・ 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴う勤労者財産形成促進業務の移管（平成23年10月1日より勤労者退職金共済機構に移管予定）等

## 独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構の概要

### 1. 設立目的

高年齢者等を雇用する事業主に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための障害者職業センターの設置及び運営、障害者雇用納付金関係業務その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他の福祉の増進を図ること等を目的とする。

### 2. 設立時期 平成15年10月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 7名（理事長1名、理事長代理1名、理事3名、監事2名（うち非常勤1名））

職員 818名

### 4. 業務概要

- (1) 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金の支給
- (2) 高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談援助
- (3) 障害者職業センターの設置運營業務
- (4) 障害者職業能力開発校の運營業務
- (5) 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する研究・講習・啓発等）
- (6) 上記に附帯する業務

### 5. 当面の課題とその取組

- (1) 平成23年4月に（独）雇用・能力開発機構法を廃止する法律が成立したことにより、平成23年10月に職業能力開発業務が当機構に移管されることから、中期計画、業務方法書等の見直しに取り組みるとともに、同法律において主たる事務所を千葉県に置くこととされていることを受け、平成24年3月末までに東京本部を幕張に移転するための準備等を実施している。
- (2) 地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務について委託方式を廃止し、平成23年4月から当機構が直接実施することとなったことに伴い、直接指揮命令による業務の迅速化、経理事務の集約化、物品の一括調達などにより効果的・効率的な業務運営に取り組んでいる。
- (3) 障害者の雇用機会の拡大、障害の特性に応じた支援の充実、福祉から雇用への移行の一層の促進を図るため、障害者の雇用水準の低い中小企業の事業主に対する専門的・実践的な相談・援助、就職等の困難性の高い精神障害者、発達障害者等を重点に個々人の特性を踏まえた専門的な職業リハビリテーション、地域の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する助言・援助等に取り組んでいる。
- (4) 人口減少と一層の高齢化が同時進行する中、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を目指し、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入、70歳まで働ける企業の実現等に取り組んでいる。

# 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の概要

- 1 発 足 平成15年10月1日に日本障害者雇用促進協会より独法化  
（(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を移管）
- 2 規 模 役員 7名(うち非常勤1名) 職員 818名(平成23年4月1日現在)
- 3 所 在 地 東京都港区（主たる事務所）
- 4 組 織 本部、広域障害者職業センター（2か所）  
地域障害者職業センター（47か所）
- 5 業務概要 (1) 高年齢者の雇用支援に関する業務
  - ① 定年引上げ等を支援するための給付金の支給
  - ② 高年齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主に対する援助(2) 障害者の雇用支援に関する業務
  - ① 障害者職業センターによる職業リハビリテーション（職業評価、職業指導、職業準備支援）の技法開発・実施
  - ② 障害者職業能力開発校の運営
  - ③ 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給
  - ④ 障害者雇用に関する相談援助、アビリンピックの開催等
- 6 平成23年度予算

国からの財政支出額 265.2億円

## 独立行政法人 雇用・能力開発機構の概要

### 1. 設立目的

労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与すること。

### 2. 設立時期 平成16年3月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 6名（理事長1名、理事3名、監事2名（うち非常勤1名））  
職員 3,117名

### 4. 業務概要

#### （1）職業能力開発に関する業務

- ①公共職業訓練（離職者訓練、高度技能者の養成のための職業訓練、在職者訓練）の実施、事業主等の行う職業訓練の援助等
- ②労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上についての労働者等に対する相談等

#### （2）雇用開発に関する業務

- ①雇用管理に関する相談等
- ②中小企業の雇用創出、人材確保等のための助成金の支給、相談等
- ③建設労働者の雇用の改善のための助成金の支給、相談等

#### （3）勤労者の財産形成に関する業務等

- ①勤労者の財産形成の促進及び生活安定のための持家取得資金、教育資金の融資等
- ②雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務並びに譲渡等するまでの間の管理運営業務

### 5. 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の成立により平成23年10月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止し、

- ①職業訓練の実施等の職業能力開発業務等は（独）高齢・障害・求職者支援機構に移管
- ②雇用管理助成金の支給等の雇用開発に関する業務は都道府県労働局に移管。
- ③勤労者財産形成持家融資等の財形業務は（独）勤労者退職金共済機構に移管することとしている。



# 雇用・能力開発機構の事業の徹底したスリム化による予算・人員削減

## 雇用・能力開発機構

(H21予算) (H22予算)  
約1074億円 → 約855億円

H21年度予算より**219億円削減**  
人件費、修繕及び管理費、助成金等の削減

職員数3689人(H21) → 職員数3588人(H22)  
事務職1637人指導員2052人 事務職1584人指導員2004人

職業能力開発総合大学校(1所 ※小平校は附属校)

【相模原校】H21年度 38億円 182人 H22年度 32億円 170人

【小平校】H21年度 20億円 99人 H22年度 19億円 92人

職業能力開発大学校(10所)、職業能力開発短期大学校(1所)  
職業能力開発大学校附属短期大学校(12所) (ポリテクカレッジ)

H21年度 181億円 975人 H22年度 156億円 935人

職業能力開発促進センター(ポリテクセンター) (61所)

H21年度 427億円 2138人 H22年度 358億円 2103人

【暫定業務】雇用促進住宅(1,415住宅:平成22年3月末日現在)

地域職業訓練センター(82所) H21・22年度16億円  
コンピュータカレッジ(10所) (訓練機器借料、土地借料等)

私のしごと館(1所) H21年度 10億円 H22年度 1億円  
(運営委託費及び維持管理費) (H22年3月廃止済)

国際能力開発支援センター(1所) H21・22年度 3億円  
(維持管理費) (H22年9月廃止済)

アビリティガーデン(1所) (H21年3月廃止。平成22年2月売却済)

雇用管理に関する相談・事業主への助成等の業務  
H21年度 197億円(助成金194億円) H22年度 137億円(助成金135億円)

勤労者財産形成促進業務 H21・22年度 5億円

平成  
23  
年度

移管

移管

移管

移管

地方自治体に移管されない場合

移管

移管

## 高齢・障害・求職者雇用支援機構

○**予算594億円に半減**(H23予算)  
業務移管、人件費の削減等により削減

○**職員3,095人に約2割削減**(統合後)  
事務職1,273人 訓練職1,822人

職業能力開発総合大学校(1所)

【相模原校】 29億円 163人  
【小平校】 16億円 79人

職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校  
職業能力開発大学校附属短期大学校 138億円 872人

職業能力開発促進センター  
(ポリテクセンター) 341億円 1,764人

ものづくり分野における職業訓練に加え、新たに**求職者支援制度**  
**における民間教育訓練機関の認定等業務を実施**

【暫定業務】雇用促進住宅(平成33年度までに譲渡・廃止を完了)

都道府県(希望し受入条件が整う都道府県)

地方自治体(希望し受入条件が整う自治体)

廃止

労働局

勤労者退職金共済機構

# 労働政策研究・研修機構(JILPT)の概要

H23.04.01現在

## 法人の概要

目的	内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。
設立年次	平成15年10月 ※ 日本労働研究機構(特殊法人)及び労働研修所(厚生労働省の施設等機関)を整理・統合して発足。
所在地	法人本部・労働政策研究所: 東京都練馬区上石神井 労働大学校: 埼玉県朝霞市
理事長	山口 浩一郎 (上智大学名誉教授、前中央労働委員会会長)
役員数	119人(役員5人: 理事長、理事2、監事2(うち1は非常勤)、職員114人)
予算額	26億円(平成23年度予算(運営費交付金))

## 業務の概要

### ○労働政策の総合的な調査研究

労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)について、厚生労働省の指示・要請に基づき、体系的・継続的な研究を実施し、政策の企画・立案をサポート。

※労働政策は、労使当事者が参加した労働政策審議会における審議を経て立案。その土台となる調査研究は、公平性・中立性が求められるため、労使が参画した公共機関において実施することが必要。

### ○労働行政職員研修

第一線の労働行政職員(ハローワーク、労働基準監督署等)を対象に、一般研修・専門研修・管理監督者研修を実施。

※平成22年度は、研修コース数79コース、3386名の受講者を対象に実施。

※労働政策研究を実施している機構が労働大学校を運営することにより、研究と研修を連携・融合し、研究成果の研修への反映や、研修を通じて吸い上げた現場の問題意識の研究への反映が図られ、相乗効果を上げている。

## 当面の課題とその取組

### ○第3期中期目標・中期計画の策定等

平成24年度以降の第3期中期目標期間に向けて、今年度中に、厚労省独法評価委員会及び政独委での審議等を踏まえつつ、事務・事業の見直し案等を作成の上、第3期中期目標・中期計画を策定する必要がある。

### ○労働大学校の国への移管

労働大学校については、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成23年12月7日閣議決定)により、平成23年度以降に、事業規模を縮減した上で、国に移管することとされたことから、同閣議決定に沿って、所要の措置を講ずるべく、関係府省と協議の上、今後、具体的な対応を講じていく必要がある。

## 独立行政法人 水資源機構の概要

### 1. 設立目的

産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として設立された。

### 2. 設立時期 平成15年10月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役 員 9名（理事長1名、副理事長1名、理事5名、監事2名）

職 員 1,507名

### 4. 業務概要

機構の業務は、各水資源開発水系ごとの水資源開発基本計画に基づいた、水資源の開発又は利用のための利水・治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的水路、専用用水路等の新築（水の供給量を増やすものは着手済み事業等のみ）又は改築の実施、及び愛知豊川用水施設を含めた完成施設の管理等である。また、機構が管理する施設と一体的な管理を行う事が水資源の利用の合理化に資すると認められる施設の委託管理を行うことができることとなっている。

### 5. その他特記事項

水資源機構の主務大臣は次の通りである。

- ・ 役員、職員、財務、会計その他の管理業務：国土交通大臣（水資源部）
- ・ 洪水防御機能又は流水の正常な機能の維持等を目的に含む施設（特定施設）：国土交通大臣（河川局）
- ・ 特定施設以外は、業務目的に応じて以下のとおり  
厚生労働大臣（水道用水）、農林水産大臣（農業用水）、経済産業大臣（工業用水）、国土交通大臣

### 6. 当面の課題とその取組

- ・ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）では、ダム・用水路等の管理における見直しや職員宿舎等の資産・運営等についての見直しが示されている。ダム・用水路等の維持管理等にかかる業務については、安全性やコスト等について検証し、可能な部分について民間委託等の拡大を推進するとともに、所有する職員宿舎等の資産については、利用状況等を踏まえ集約化を進めるなど、管理コストの縮減に努めている。

## 独立行政法人 農業者年金基金の概要

### 1. 設立目的

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）に基づき、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成15年10月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	5名（理事長1名、理事2名、監事2名（うち非常勤1名））
職員	77名

### 4. 業務概要

#### （1）新制度（平成14年1月1日施行）

加入資格の審査・決定、被保険者の管理、保険料の徴収・運用、農業者老齢年金、特例付加年金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理等の業務

#### （2）旧制度（昭和46年1月1日施行）

（※）経営移譲年金、農業者老齢年金、脱退一時金及び死亡一時金の受給要件の審査・決定・支給、旧制度の年金受給権者の管理等の業務

#### ※経営移譲

農業経営に供している自分名義の農地等の権利を後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転又は設定して、農業経営から引退すること。

### 5. その他特記事項

独立行政法人農業者年金基金の業務に係る主務省は以下のとおり。

- ①役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については農林水産省
- ②新制度に係る業務及び農地等の借受け及び貸付け等の業務に関する事項については農林水産省
- ③旧制度の給付に係る業務に関する事項については厚生労働省及び農林水産省

## 独立行政法人 年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

### 1. 設立目的

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条、又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

### 2. 設立時期 平成17年10月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員	4名（理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤））
職員	29名

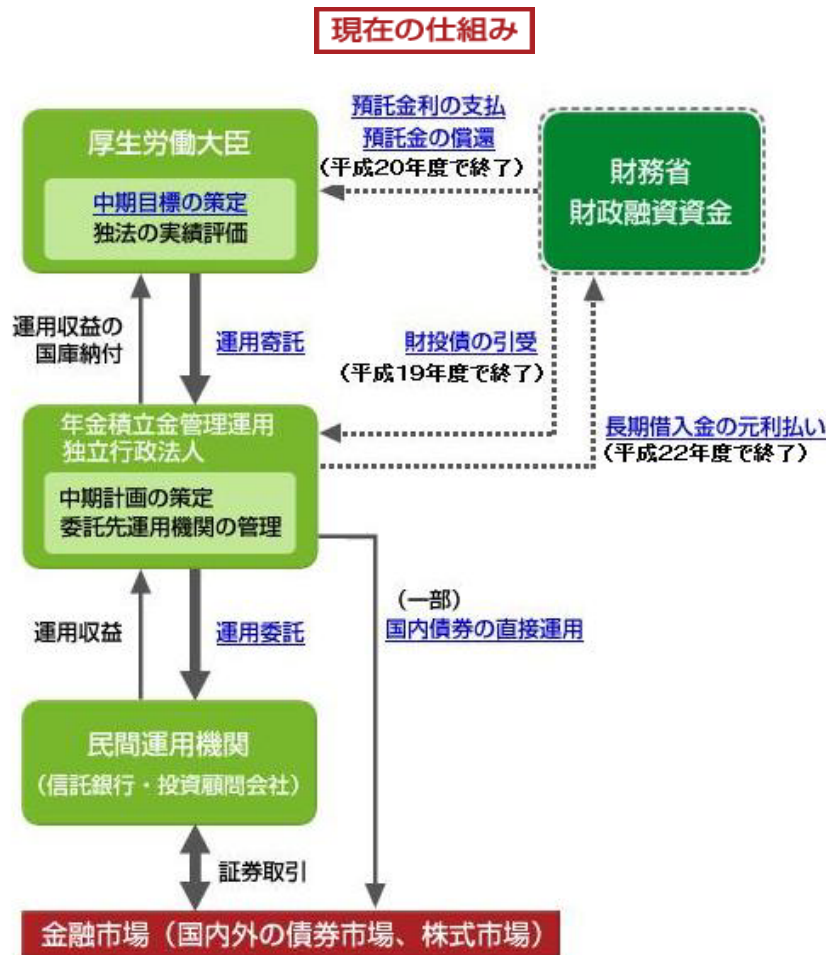
### 4. 業務概要

- （1）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと
- （2）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと
- （3）上記業務に附帯する業務を行うこと

### 5. その他特記事項

1. 平成17年10月に設立され、当初は、平成22年10月1日に解散する有期の法人であった。
2. 平成22年8月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成22年法律第48号）において、解散日が平成24年10月1日に延長された。
3. 平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」（平成23年法律第73号）において、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、病院等の運営等を目的とした「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改組される予定。（改組日は、公布の日（平成23年6月24日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

## ○年金積立金運用の仕組み



## ○平成21年度運用結果

年金積立金は、(1) 年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用、(2) 財投債の引受け、による運用を行っています。

平成21年度の運用結果については、国内外の株式が大幅に上昇したことから、約9.2兆円のプラスとなりました。また、市場での自主運用を開始した平成13年度からの累積収益は約23兆円のプラスを維持しております。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
年金積立金額	144.3兆円	141.5兆円	145.6兆円	148.0兆円	150.0兆円	149.1兆円	138.6兆円	123.8兆円	128.3兆円
収益率	1.94%	0.17%	4.90%	2.73%	6.83%	3.10%	-3.53%	-6.86%	7.54%
収益額	2.8兆円	0.2兆円	6.9兆円	4.0兆円	9.8兆円	4.6兆円	-5.2兆円	-9.3兆円	9.2兆円

	通期 (13-21)	5年間 (17-21)
年金積立金額	—	—
収益率	1.77%	1.25%
収益額	22.9兆円	9.1兆円

## ○平成22年度 年金積立金の市場運用の状況(第3四半期)

運用資産額 116兆2,720億円  
 収益率(運用手数料控除前) △0.91%(4月から12月までの通期)  
 収益額(運用手数料控除前) △1兆980億円(4月から12月までの通期)

(注) 年金積立金管理運用独立行政法人が管理・運用している年金積立金(年金特別会計で管理する資産を除く。)の運用状況である。

## 年金積立金管理運用独立行政法人の概要

### 1. 設立目的

厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資する。

### 2. 設立時期 平成18年4月1日

### 3. 役職員数（平成23年4月1日現在）

役員 4名（理事長1名、理事1名、監事2名）

職員 71名

### 4. 業務概要

厚生労働大臣から寄託を受けた年金積立金の管理運用

### 5. 当面の課題とその取組

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保することが当面の大きな課題となっている。